

部会 細則

(2015 年 4 月 7 日制定、2026 年 4 月 30 日改定)

(目的)

第 1 条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の部会の設置及び運営に必要な事項を定める。

(部会の設置)

第 2 条 委員会は、本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会の下部組織として部会を設置する。

(構成)

第 3 条 部会の構成は、部会長 1 名及び部会員若干名とする。

2. 必要に応じて副部会長を置くことができる。

(委嘱)

第 6 条 部会長は、原則として代議員の中から当該部会を設置する委員会の委員長（以下、「担当委員長」という）が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 部会員は、原則として正会員の中から部会長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. 部会員は、必要に応じて公募を行い、部会または担当委員会にて選出し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4. 副部会長は、原則として部会員の中から部会長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(外部委員)

第 7 条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

(任期)

第 8 条 部会員の任期は、選出される年度の 8 月 1 日から 2 年間とする。ただし、当該部会が製作物の作成完了等一定の業務達成を目的とするものである場合は、選出される年度の 8 月 1 日から 1 年間とする。本項の規定は、部会員の再任を妨げない。

2. 部会の設置期間は、担当委員長及び部会長が決定する。

(部会会議の運営)

第 9 条 部会会議は、部会員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、部会員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

3. 部会長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって委員会に報告しなければならない。

4. 部会長は、緊急を要する事案が生じた時は、部会の議決を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに部会に報告しなければならない。

(経費)

第 10 条 部会の活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第 11 条 部会の廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第 12 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。